

国土強靱化基本法の附則について

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の改正 附則

(検討)

2 政府は、速やかに、国土強靱化に関し実施すべき施策の実施状況の評価の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【参考】

国土強靱化基本計画（案）第4章 1 計画の推進と重点化

(1) 毎年度の年次計画の策定と PDCA サイクル

(中略)

35 の最悪の事態ごとに、推進方針、主要施策、進捗管理及び国土強靱化における効果検証のための重要業績評価指標（KPI）を記載した年次計画を推進本部が取りまとめ、これに基づき各施策を実施するとともに、毎年度、施策の進捗状況の把握及び効果検証等を行い、施策グループの推進方針を見直すという PDCA サイクルを回していくこととする。ここで、重要業績評価指標は、施策グループの進捗状況等を可能な限り定量的に把握できるよう、想定リスクの規模や対象範囲等を考慮した具体的な数値指標として設定し、施策グループの進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直すこととする。